

SY2-3

保育現場における子ども虐待への対応

藤井 祐子

全国保育園保健師看護師連絡会

児童虐待相談対応件数は年々増加しており、虐待により子どもの命が奪われることもあります。児童虐待への対応は、主として児童福祉法と児童虐待防止法で、児童福祉施設やその職員は、虐待の通告に努めなければならないと規定されています。

保育所等は、保護者や子どもと日常的に接する場所であり、児童虐待の予防や早期発見につなげることができます。

しかし、保育者が児童虐待に対して適切に対応するためには、保育者自身が児童虐待について必要な知識を持っていること、保育所等で虐待を発見した際の対応を職員が共通認識できていること、関係機関との連携が取れていることが不可欠です。

日々接する保護者との関係を考えると、虐待の通報をすることにためらいを感じてしまうこともあります。虐待が疑われる場合は、保育施設としての対応について早急に判断することが求められます。

保育所等は虐待支援について、専門機関ではないため自施設だけで対応することには困難があります。そのため日常から、虐待等が疑われる場合に、市区町村や児童相談所などに連絡して相談できることを確認しておくことが必要となります。

保育所等は、日常的に子どもの状況を把握でき、虐待を発見しやすい、保護者が児童相談所等に比べると、相談しやすいという特性もあり、これらのことを活かした役割も期待されます。

日常から、施設内で気になる子どもや保護者についての職員の情報の共有を行っておくこと、虐待が疑われる子どもに対する保育者の専門性を活かしたかかわり、虐待防止の視点で保護者とのかかわり、行政や関係機関と連携して対応していくことが求められていると言えます。

参考・引用文献

これって虐待？～子どもの笑顔を守るために～(保育者向け児童虐待防止のための研修用ワークブック)

全国保育士会作成